附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（定員の特例）

2　平成二十三年九月一日から同年十月三十一日までの間は、改正後の規則二―一四本則中「六百五十八人」とあるのは、「六百五十六人」とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―二―六〇

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第二条の二第五号中「航空情報管理管制運航情報官」の下に「及び技術管理航空管制技術官」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―六―七一

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第十号(6)中「調査課長」の下に「、養成・研修課長」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―八―七三

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第二の行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第四項第一号中「の航空管制科、航空情報科（昭和61年3月31日以前の航空通信科を含む。）若しくは航空電子科」を「本科」に改め、同項第二号中「の航空管制科、航空情報科（昭和61年3月31日以前の航空通信科を含む。）若しくは航空電子科」を「本科」に改める。

別表第二の専門行政職俸給表初任給基準表の備考第三項中「の航空管制科、航空情報科（昭和61年3月31日以前の航空通信科を含む。）又は航空電子科」を「本科」に改める。

別表第六の専門行政職俸給表在級期間表の備考第五項中「航空保安大学校の航空管制科、航空情報科（昭和61年3月31日以前の航空通信科を含む。）又は航空電子科の卒業者」を「別表第2の専門行政職俸給表初任給基準表の備考第3項に規定する者」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一七―一二五

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の表保護観察所の項中「首席保護観察官」を「首席社会復帰調整官（統括社会復帰調整官）」に、「首席社会復帰調整官（統括社会復帰調整官）」を「統括社会復帰調整官」に改める。

別表第一の二十二の表国立保健医療科学院の項中「部長」を「部長（統括研究官）」に、「室長」を「上席主任研究官」に改める。

別表第一の三十三の表地磁気観測所出張所の項を削る。

別表第一の三十五の表内部部局の項中「次長」を削り、同表航空整備管理センターの項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―三〇―七三

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「次に掲げる」を「暴風雪警報又は大雪警報発令下において行う」に改め、同号(1)及び(2)を削り、同条第二項第一号中「及び第二号(1)」を削り、同項第二号中「前項第二号(2)」を「前項第二号」に改める。

第二十三条第一項第九号中「空港事務所」を「航空局における技術管理航空管制技術業務、空港事務所」に改め、同条第二項の表前項第九号の業務の項中「空港事務所」を「航空局、空港事務所」に改める。

第二十八条の五第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　入国者収容所又は地方入国管理局に所属する職員が出入国管理及び難民認定法第五十二条の規定に基づく退去強制令書の執行の業務のうち退去強制令書の発付を受けた者を送還先に護送する業務に従事したとき。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―五五―一〇六

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表北海道の項中「沙流郡日高町松風町二の二五一の四　室蘭開発建設部日高道路事務所」を「沙流郡日高町松風町二の二五一の四　室蘭開発建設部日高道路事務所」に、「十勝郡浦幌町字昆布刈石三〇　十勝太ロラン航路標識事務所」を「十勝郡浦幌町字昆布刈石三〇　川上郡弟子屈町川湯温泉二の二の二　川湯自然保護官事務所」に改める。